

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年4月1日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

プロジェクトマネジメント業務委託（その2）

(2) 業務の目的

別途発注予定のプロジェクトマネジメント業務委託（その1）では、各事業で策定される基本構想・基本計画などについて、事業間における技術水準と精査レベルを維持させることを目的に民間の最新の知見・技術力を取り入れた高度な科学的助言等の支援（以下、技術支援という。）を行う予定である。

なお、技術支援においては、施設の配置や動線等を検討する際に周囲へ与える影響（景観や日影等）を様々な視点で検証し、円滑な調整を行うことが重要である。

以上のことから、本業務では効率的な技術支援を行うために3Dモデルデータおよび空間を取り込んだ多機能3Dアプリケーションを構築し、新たなデジタル技術により景観や日影規制等の見える化を行うものである。

(3) 業務の内容

以下の主要プロジェクトについて、業務対象範囲における現況及び動向の整理を行い、現況および計画案の3Dモデルデータの作成を行う。作成した3Dモデルデータから多機能3Dアプリケーションを作成する。

- ① 新アリーナ整備および橿原公苑再整備
- ② 三宅町県有地活用事業
- ③ 川西町県有地活用事業
- ④ 奈良養護学校移転

(4) 委託料上限額

10,428千円（消費税及び地方消費税の額(10%)を含む）を限度とする。

(5) 業務の仕様等

4(2)により配布するプロジェクトマネジメント業務委託（その2）公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に示すところによる。

(6) 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

2 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7

年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、主業務又は従業務にQ2(電算業務)を登録している者で、主な取扱品目・業務内容で「①システム開発」もしくは「②電算業務委託」の登録があること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 参加資格」に示した資格が備わっていないとき
- (2) 提出書類の提出期限を過ぎたとき
- (3) 本提案に対して、2つ以上の提案をしたとき
- (4) 本提案に対して、自己のほか、他の代理人を兼ねて提案したとき
- (5) 経費見積書の金額、住所、代表者名もしくは重要な文書の誤脱があったとき、金額を訂正した経費見積書を提出したとき、その他提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (6) 提示した事項及び提案に関する条件に違反したとき
- (7) その他不正な行為があったとき

4 手続等

- (1) 担当課(書類の提出先及び問い合わせ先)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地(奈良県庁本庁1階)

奈良県 総務部知事公室 県土・施設企画課 事業係

電話番号: 0742-27-8809(直通)

E-mail: shisetsu@office.pref.nara.lg.jp

(2) 実施要領及び仕様書の配布

令和8年4月1日(水)から令和8年4月14日(火)午後5時までの間に、4(1)の担当課及び県土・施設企画課ホームページにて配布する。

ただし、担当課における配布は、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日を除く。

(3) 説明会

本プロポーザルの実施に係る説明会は行わない。

(4) 参加表明書の提出

4(2)により配布する実施要領に示すところにより、令和8年4月14日(火)午後5時までに提出すること。

(5) 企画提案書の提出

4(2)により配布する実施要領に示すところにより、令和8年4月28日(火)午後5時までに提出すること。

(6) 質問の受付

4(2)により配布する実施要領に示すところによる。

(7) 資料の閲覧

4(2)により配布する実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する実施要領に示すところにより、提出された企画提案資料について、書類審査を行い評価基準に基づき評価する。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 公募型プロポーザル参加及び契約に要する費用

本件に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた公募型プロポーザル関連の文書を、第三者に漏らしたり、契約等以外の目的に使用してはいけない。

(4) 提案書類の返却

提出された提案書等は返却しない。

(5) 詳細は4の(2)により交付する実施要領及び仕様書に示すところによる。

(6) 参加申込書の提出期限までに受理者の数が2者に達しない場合、以降の手続きは中止となる。